

# 治療用装具を 作成されたとき



保険証がないときにやむを得ず病院にかかったときや、コルセット等の治療用装具を医師の指示で作成したときは、一度全額を立て替えて支払い、後で健保組合に「療養費」を申請します。

## 「療養費」として払い戻されます

健康保険では、病院等の窓口で保険証を提示して診療を受ける「現物給付」が原則です。就職直後や紛失などで保険証が手元にないなど、やむを得ない事情で現物給付を受けられないときなどは、全額を一時立替払いし、後で健保組合に申請して療養費（被扶養者の場合は家族療養費）として払い戻しを受けます。

ただし、支払った額のすべてが対象になるとは限りません。健康保険法で認められている治療方法と費用に基づいて算出された額になります。

## 「治療用装具」も療養費の対象です

コルセットや小児用メガネ等の治療用装具も、保険証の提出にかかわらず療養費の対象となります。全額を立て替え払いした後、当健保組合に申請してください。



### 支給 対象 となるもの

以下の条件をすべて満たしていること

健康保険の適用となる装具の条件は以下の通りです。

1. 保険適用となる病気またはケガの治療上、必要不可欠と医師が判断したもの
2. 厚生労働省の定めた基準により、装具の作成に必要な部品を使用し、原則として、オーダーメイドで作成したもの
3. 医療機関で提供できる治療材料（ギプスなど）で対応できないもの
4. 症状が固定しておらず、症状の改善が認められるもの

### 支給 対象外 となるもの

1. 医師の指示によらないもの
2. 日常生活や職業上必要なものやスポーツ時に一時的に着用するものなど、原因疾患の解消（患部を支持・矯正・固定あるいは免荷するなど）を目的としていないもの
3. 一般流通している市販品やそれらの加工品（サポーターや運動靴など）
4. 症状固定後や障がい者の方の日常生活のために必要な装具（「補装具」となり、市区町村の福祉制度の対象となります。）
5. 装具ごとに定められた耐用年数を経過していないもの
6. 厚生労働省の定めた基準を逸脱し、不必要な部品、または使用していない部品代を上乗せしている場合は、その部品代

当健保組合では、申請された装具が健康保険適用となる「治療用装具」であるかどうかの審査を行います。審査の結果、適合しない部分については療養費の全部または一部が支給されないことがありますのでご注意ください。

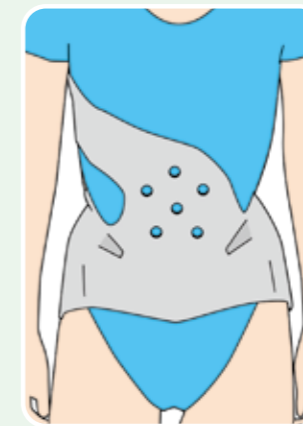
### 主な 治療用 装具

- 関節用装具
- コルセット、サポーター
- 9歳未満の小児弱視等治療用の眼鏡、コンタクトレンズ
- スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症治療用の輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ
- 悪性腫瘍術後の四肢のリンパ浮腫治療のための弾性ストッキング等

### 装具製作の例 【側彎矯正装具】



ミルウォーキーブレイス



頭部に及ばないもの（アンダーアームブレイス）

（イメージ）

### 製作項目

区分	使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造	A ミルウォーキーブレイス B アンダーアームブレイス	A ミルウォーキーブレイス - 1	A ミルウォーキーブレイス - 2	B アンダーアームブレイス
採型区分	採型・採寸	C-5	C-5	C-4
		採型	採型	採型
製作要素	骨盤支持部	B	A	B
	その他の加算	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ⑤ ⑥ ⑦×2 ⑩
完成用部品	①ミルウォーキーネックリング ②前方支柱 ③後方支柱（アウトリガー） ④蝶番 二重式 ⑤前方支柱固定金具	① ② ③ ④×2 ⑥	① ② ③ ④×2 ⑤	② ③ ④

上記の様に各種装具には製作項目（構成要素）があらかじめ定められており、原則、必要最小限の項目で作成されることとなります。

ただし、病状により上記に定めのない項目が追加される場合もあり、その場合は当該項目の必要性につき確認を行ったうえで、給付の可否につき判断をすることとなります。